

2020（令和2）年度 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師
リーダー養成研修会 実施要項

1. 目的

- (1) 障害者総合支援法において、手話通訳者等コミュニケーション支援従事者の養成事業は都道府県及び市町村の必須事業となり、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法では合理的配慮が義務付けられたことから様々な分野や職場において聴覚障害者と手話でコミュニケーションできる人材が求められています。全国各地では手話言語条例が次々に制定されており、聴覚障害や手話の啓発活動が広がっています。各地の養成講習会では、講師の人手不足が深刻な問題となっており、都道府県単位で講師を養成できる講師のためのリーダーを養成します。
- (2) 各都道府県・市町村で奉仕員・通訳者養成講座を指導している講師に対し、個々の指導力をアップすることで講師団全体の底上げを目指します。

2. 実施主体 社会福祉法人全国手話研修センター

3. 対象者

【手話奉仕員養成】

下記（1）～（4）のいずれかに当てはまる方で、

手話奉仕員養成講座の指導経験がある方もしくは今後指導を担当予定の方。

- (1) 市町村等において手話奉仕員養成事業を受託している事業所若しくは団体から推薦のある方。
- (2) 都道府県知事、政令指定都市市長の推薦のある方。
- (3) 講習会主催団体において適切と認められた方。
- (4) 2013年度～2019年度手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修会を受講された方。

【手話通訳者養成】

下記（1）～（5）のいずれかに当てはまる方で、

手話通訳者養成講座の指導経験がある方もしくは今後指導を担当予定の方。

- (1) 市町村又は都道府県において手話通訳者養成事業を受託している事業所若しくは団体から推薦のある方。
- (2) 都道府県知事、政令指定都市市長の推薦のある方。
- (3) 講習会主催団体において適切と認められた方。
- (4) 2013年度～2019年度手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修会を受講された方。

4. 開催方法、会場及び日時

【開催方法】

2020年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、ウェブ研修と集合研修を組み合わせ実施します。

手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修 ウェブ研修 3h + 集合研修 5h
手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修 ウェブ研修 3h + 集合研修 5h
※集合研修は、同日程で並行実施を基本とします。

【会場及び日時】

一般財団法人全日本ろうあ連盟のブロック組織を単位に全国9ブロックで実施します。
実施都道府県及び実施日時については、各ブロック組織と協議して決定します。

5. 定員

都道府県、政令指定都市を単位に下記により調整します。

- (1) 都道府県・政令指定都市 各4名
- (2) 当該ブロックの日程に参加できない場合は、他ブロックに余裕がある場合、参加可能とします。
- (3) 上記の他、全日本ろうあ連盟該当ブロックと全国手話研修センターが協議して、参加人数を調整します。

6. 研修内容

詳細については、別途カリキュラムを定めます。

7. 修了条件

全課程に出席された方に修了証書を交付します。

8. 申込方法

受講希望者は、所定の申込書（個人用）に記入し、各都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体に提出します。各都道府県加盟団体は、所定の申込書（加盟団体集約用）に受講希望者名を集約し、個人用申込書とともに全国手話研修センターに送付します。

9. 研修費用

別途、定めます。

10. 受講決定

受講決定後、全国手話研修センターから該当ブロック・加盟団体・受講者本人に通知します。